

国民健康保険税 23年度納税通知書

を送付します

23年度の国民健康保険税(以下、国保税)納税通知書を7月15日(金)に送付します。

納期は9回となります

納付書や口座振替の方法(普通徴収)により納付する方は、8月1日(月)から9回の納期になります(左下表1参照)。第1期の納期限は8月1日(月)です。納め忘れにご注意ください。

年金からの天引き(特別徴収)について

国保税を年金から天引き(特別徴収)により納める仕組みが制度化されています。

特別徴収の対象となる方は、世帯内の国民健康保険(国保)の被保険者全員が、65歳~74歳の世帯の世帯主です。ただし、次の方は特別徴収の対象となりません。①特別徴収の対象となる年金が年額18万円未満の場合②介護保険料の天引きと合わせた額が、年金額の2分の1を超える場合③世帯主が年度途中で75歳になる場合④擬制世帯の場合(世帯主が国保に加入していません)

特別徴収の決定通知書は、普通徴収と同様に、7月15日(金)に送付します。

【注意】国保税は年金支給のときに天引きとなりますが、新たに10月から特別徴収が始まる方は、9月までは普通徴収の方法により納付し、10月の年金支給から天引きとなります。

替依頼書の提出が必要になります。③被保険者証(本人確認のため、持参してください) ※特別徴収も口座振替も、お支払いいただく国保税の総額は変わりません。

税率の改定について
医療費は毎年増加傾向にあり、今年度についても増加が見込まれています。また、後期高齢者支援金や介護保険納付金として、市が納付する費用の増加も見込まれています。安定した国保事業運営ができるよう、医療費の増加に伴う財源不足や後期高齢者支援金、介護保険納付金の財源不足を補うため、23年度から国保税の税率などについて改定することになりました(下表2参照)。

税率の改定について

将来にわたって安定した国保事業の運営ができるよう、改定しています。ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは保険年金課国民健康保険係 ☎470・7733へ。

表2 国民健康保険税の税率等

区分	年度	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	課税限度額
医療分	22(改定前)	3.15%	12.80%	2万3,100円	6,000円	47万円
	23(改定後)	3.72%	8.50%	2万3,600円	6,100円	51万円
後期高齢支援分	22(改定前)	1.40%	3.20%	9,400円	1,800円	12万円
	23(改定後)	1.55%	2.10%	9,400円(改定なし)	1,800円(改定なし)	14万円
介護分	22(改定前)	1.00%	7.00%	8,000円	4,000円	10万円
	23(改定後)	1.29%	4.60%	8,600円	4,300円	12万円

国民健康保険被保険者証 兼高齢受給者証を 更新します

一部負担金割合が変わらない方は、現在お持ちの被保険者証兼高齢受給者証を引き続きご利用ください。

70歳~74歳の方には、被保険者証に一部負担金割合(1割または3割)が表記されている「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証(以下、被保険者証兼高齢受給者証)を交付しています。

被保険者証兼高齢受給者証の一部負担金割合は、23年度の市民税・都民税課税所得に基づいて判定し、8月に更新します(下表参照)。

この判定により、一部負担金割合に変更のある方には、新しい被保険者証兼高齢受給者証を7月中旬に世帯主あてに送付します。

【注意】今回の判定により

23年度 高齢受給者証判定基準

判定対象になる方は、70歳~74歳で被保険者証兼高齢受給者証をお持ちの方です

課税所得金額(※1)	一部負担金割合の当初判定	申請による再判定の基準	申請による再判定により変更となるもの
判定対象者の中で、145万円以上の方が1人でもいる場合	3割	収入383万円未満(判定対象者が2人以上の場合は520万円未満)	一部負担金割合が1割になります(申請がない場合は3割と判定)
		判定対象者が1人の場合で、特定同一世帯所属者(※2)の収入も含み、収入が383万円以上520万円未満	一部負担金割合が1割になります(申請がない場合は3割と判定)
		上記以外の方	申請による変更はありません
判定対象者全員が145万円未満の場合	1割	住民税課税世帯	申請による変更はありません
		住民税非課税世帯	一部負担金割合の変更はありませんが、申請により高額療養費の自己負担限度額などが下がる「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます(※3)

※1 課税所得金額とは、住民税を計算する際の、所得金額から所得控除の合計を差し引いた課税標準額のことです。
※2 特定同一世帯所属者とは、国保を脱退して後期高齢者医療制度に移行した方で、国保加入者と脱退日以降継続して同一の世帯に属する方のことです。
※3 自己負担限度額とは、70歳~74歳の前期高齢者の保険診療分の一部負担金の1カ月当たりの上限額のことです。外来、調剤などの場合は、上限額を超えた支払いがあったとき、申請により上限を超えた額が給付されます(原則、対象の方の世帯には申請書を送付します)。ただし、入院または在宅末期医療総合診療の保険診療を受ける場合は、保険医療機関などの窓口で上限額までの支払いとなります。

後期高齢者医療制度 23年度 保険料額決定通知書を送付します

23年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月15日(金)に送付します。

【納付書や口座振替で納めた方】普通徴収(納付書を送付します。納期は7月~24年2月の8回となります(下表1参照)。既に後期高齢者医療保険料の口座振替を

登録している方は、納期ごと口座振替されます。年金からの天引きにより納めていただく方(特別徴収)特別徴収の決定通知書を送付します。年6回の年金支給の際に天引きとなり



10月から年金天引きになる方】10月

月から年金天引きが開始される方は、7~9月は送付する納付書または口座振替で納付していただき、10月の年金支給時から天引きとなります

年金天引き(特別徴収)を中止して、口座振替へ納付方法を変更することができません

保険料の納付方法は、年金天引きによる納付が原則となっていますが、申し出により口座振替に変更することができます。変更を希望する方は、①口座番号が分かるもの②口座の届け出印③後期高齢者医療被保険者証を持参の上(既に口座振替を登録している方は③のみ)、保険年金課(市役所1階)で手続きをしてください。詳しくは同課高齢者医療係 ☎470・7846へ。

介護保険料の決定通知書を送付します

23年度の介護保険料が決定しましたので、決定通知書を送付します。7月11日(月)に送付します。年金から天引きして納めていただく方には、特別徴収決定通知書送付します。年6回の年金支給のときに天引きとなります。

銀行などの窓口で納めていただく普通徴収の方には、納付書を送付します。納期は9回です。納付には便利な口座振替をご利用ください。

介護保険は、介護が必要になったときに安心して介護サービスを利用できるように、国民みんなで支え合っています。詳しくは介護福祉課係 ☎4910・4911へ。

